

平成六年国家公安委員会規則第二十七号

道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則
警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則を次のように定める。

号

第一次
第一章 総則（第一条・第二条）
第二章 意見の聴取
第一节 主宰者（第三条・第四条）
第二节 代理人、補佐人（第五条・第六条）
第三节 意見の聴取の進行（第七条・第十三条）
第三章 弁明の機会の付与（第十四条・第十七条）
附則

（目的）
第一条 この規則は、都道府県公安委員会及び警察署長並びに道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）以下「法」という。）第百四十二条、第一百四十三条の二又は第百四十四条の三の規定によりこれらの者の権限に属する事務を委任された者（以下「行政庁」という。）が法の規定により行う意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する手続に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 当事者 法第五十一条の四第六項、第七十七条第六項、第九十条第四項（同条第七項及び第十四項において準用する場合を含む。次号において同じ。）若しくは第百四十二条第一項（法百四十二条の二の二第六項及び第七十七条の五第四項において準用する場合を含む。次号において同じ。）の通知を受けた者（法第五十一条の四第七項の規定により、同条第六項の規定による通知が到達したものとみなされる者を含む。）又は法第七十五条の二十八第一項の規定による特定自動運行の許可の効力の停止若しくは法第三百三十二条の二第一項若しくは第百四十二条の二の三第一項の規定による運転免許の効力の停止（第十四条第三項において「仮停止等」と総称する。）若しくは法第七百七

条の五第十項において準用する法第三百三条の

第二節 代理人、補佐人

2 前項の申出は、意見の聴取の期日又は場所の変更を求めるやむを得ない理由を記載した書面を行政庁に提出することにより行うものとする。

第五条 行政庁は、当事者が意見の聴取の期日に代理人を出頭させようとするときは、意見の聴取の期日までに、代理人の氏名及び住所並びにその旨を記載した書面を提出させるものとする。

二 第一項の規定により意見の聴取の期日に付自転車（法第十八条第一項に規定する一般原動機付自転車をいう。）の運転の禁止（第十四条第三項において「仮禁止」という。）を受けた者をいう。

三 代理人、当事者の委任を受け当事者のために法百四十二条第一項の意見の聴取（以下「意見の聴取」という。）又は法第五十一条の四第六項、第七十五条の二十八第二項、第七十七条第六項、第九十条第四項、第三百三十三条の二（法第三百七条の五第十項において準用する場合を含む。）若しくは第百四十二条の二の三第二項の弁明（以下「弁明」という。）に関する一切の手続をすることができる者をいう。

四 行政庁は、代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した当事者に、書面でその旨を届け出させるものとする。

第五条 行政庁は、当事者又はその代理人が意見の聴取の期日に補佐人を出頭させようとするときは、意見の聴取の期日までに、補佐人の氏名、住所、当事者又はその代理人との関係及び補佐する事項を記載した書面を提出させるものとする。ただし、当事者又はその代理人が第十二条第二項の規定により告知された意見の聴取の期日に次項の規定により既に許可を受けていた補佐人であつて、当該許可に係る事項につき補佐するものを出頭させようとするときは、この限りでない。

第六条 行政庁は、前項の書面の提出があつた場合において、意見の聴取の期日に補佐人を出頭させる必要があると認めるときは、当該補佐人の出頭を許可するものとする。

第七条 行政庁は、前項の許可をしたときは、速やかに、その旨を第一項の書面を提出した当事者又はその代理人に対し通知するものとする。

第八条 補佐人の陳述は、当事者又はその代理人が直ちに取り消さないときは、当該当事者又はその代理人が自ら陳述したものとみなす。

第九条 主宰者は、最初の意見の聴取の期日の冒頭において、行政庁の職員に、予定される処分の内容及び根拠となる法令の条項並びにその原因となる事実を意見の聴取の期日に出頭した者に対し説明させなければならない。

第十条 主宰者は、意見の聴取の期日に出頭した者が意見の聴取に係る事案の範囲を超えて発言するときは、その他意見の聴取の期日における審理の適正な進行を図るためにむを得ないと認めるとときは、その発言を制限することができる。

第十二条 主宰者は、前項に規定する場合のほか、意見の聴取の期日における審理の秩序を維持するため、その他の意見の聴取の期日における審理の適正な進行を図るためにむを得ないと認めるとときは、その発言を制限することができる。

第十三条 主宰者は、前項に規定する場合のほか、意見の聴取の期日における審理の秩序を維持するため、その他の意見の聴取の期日における審理の秩序を維持するため、国家公安委員会が別に定める措置をとることができる。

第十四条 主宰者は、意見の聴取の期日における審理の結果、なお意見の聴取を続行する必要があると認めるときは、さらに新たな期日を定めることができる。

第十五条 主宰者は、意見の聴取の期日に出頭した当事者又はその代理人に対し次回の意見の聴取の期日及び場所を告知するとともに、これらの事項を公示するものとする。

第十六条 前項の規定による公示は、令第三十九条第二項の掲示板に掲示して行うものとする。

第十七条 道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七号。以下「令」という。）第三十九条第一項の文書には、次に掲げる事項を記載して教示するものとする。

一 意見の聴取に出頭しなかつた場合の措置

二 代理人を選任することができる旨

三 意見の聴取において事案について意見を述べ、かつ、有利な証拠を提出することができることを述べる旨

（意見の聴取の期日及び場所の変更）
第八条 行政庁は、当事者又はその代理人の申出により又は職権で、意見の聴取の期日又は場所を変更することができる。

2 前項の申出は、意見の聴取の期日又は場所の変更を求めるやむを得ない理由を記載した書面を行政庁に提出することにより行うものとする。

3 前項の規定により意見の聴取を主宰する者に該当するに至ったときは、行政庁は、速やかに、新たな主宰者を指名しなければならない。

4 前項の規定による公示は、令第三十九条第二項の掲示板に掲示して行うものとする。

（意見の聴取調書の作成）

第五条 主宰者は、意見の聴取の期日における審理（前条第一項の規定によりさらになされた期日を定めた場合にあつては、それぞれの期日における審理をいう。次条第一項において同じ。）の終了後、次に掲げる事項を記載した意見の聴取調書を作成し、これに記名押印しなければならない。

一 意見の聴取の件名	二 意見の聴取の期日及び場所
三 主宰者の職名及び氏名	四 意見の聴取の期日に出頭した当事者若しくはその代理人、補佐人又は参考人（法第四百三十項の参考人をいう。第七号において同じ。）若しくは関係人の氏名及び住所
五 当事者又はその代理人の意見の陳述の要旨	六 提出された証拠の標目
六 提出された証拠の標目	七 その他参考となるべき事項
七 参考人又は関係人の陳述の要旨	八 その他参考となるべき事項
八 意見の聴取調書には、書面、図画、写真その他の主宰者が適切と認めるものを添付して調書の一部とすることができる。	九 意見の聴取の状況の報告

第十一条 主宰者は、意見の聴取の期日における審理の終了後速やかに、前条の規定により作成した意見の聴取調書を行政庁に提出し、意見の聴取の状況を報告しなければならない。	第十二条 第二項の規定は、前項の弁明調書について準用する。
第十三条 主宰者は、意見の聴取の期日における審理の終了後速やかに、前条の規定により作成した意見の聴取調書を行政庁に提出し、意見の聴取の状況を報告しなければならない。	第十四条 弁明は、法の規定により弁明を記載した書面（以下「弁明書」という。）を提出することとされているとき及び行政庁が弁明書をあらかじめ定める提出期限までに提出することとを認めたときを除き、口頭でするものとする。
第十五条 行政庁は、当事者又はその代理人が口頭による弁明をするときは、その指名する警察職員に弁明を録取させなければならない。	第十六条 行政庁は、当事者又はその代理人が口頭による弁明をするときは、予定される処分又は仮停止等若しくは仮禁止の内容及び根拠となる法令の条項並びにその原因となる事実を当事者又はその代理人に対し説明しなければならない。（弁明調書）
第十七条 弁明録取者は、当事者又はその代理人が口頭による弁明をしたときは、次に掲げる事項を記載した弁明調書を作成し、これに記名押印しなければならない。	第十八条 弁明の件名
第十八条 弁明の日時及び場所	第十九条 弁明録取者の職名及び氏名
第十九条 代理人又は補佐人の氏名及び住所	第二十条 当事者又はその代理人の弁明の要旨

二 民法の一部を改正する法律附則第三条第三項の規定により從前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に關するこの規則による改正規定の適用については、第二条の規定による警備員等の検定に関する規則第六条第三項第三号の改正規定及び第四条の規定による古物営業法施行規則第一条第三項第一号ハの改正規定を除き、なお従前の例による。	三 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
四 この規則は、平成十四年六月一日から施行する。	五 この規則は、平成十四年四月一日から施行する。
六 提出された証拠の標目	七 その他参考となるべき事項
七 その他参考となるべき事項	八 その他参考となるべき事項
八 その他参考となるべき事項	九 意見の聴取の状況の報告

附 則（平成十六年二月一〇日国家公
安委員会規則第二二号）

この規則は、道路交通法の一部を改正する法律（平成十六年法律第九十号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則（平成二十一年五月一日国家公
安委員会規則第四号）抄

（施行期日）

附 則（平成二六年三月一四日国家公
安委員会規則第二号）抄

（施行期日）

附 則（令和四年一二月二三日国家公
安委員会規則第二一号）抄

（施行期日）

附 則（令和五年三月一七日国家公
安委員会規則第五号）抄

（施行期日）

附 則（令和五年三月一七日国家公
安委員会規則第二二号）抄

（施行期日）